

# 受動喫煙防止対策が強化されます

健康増進課 健康づくり班  
☎ 0820 (73) 5504

「望まない受動喫煙」をなくすため、健康増進法が改正され、段階的に施行されます。

平成30年7月に改正されたこの法律により、多数の人が利用する施設等の種類に応じて、敷地内禁煙や屋内禁煙にすること、また喫煙場所の案内を掲示することなどが段階的に義務付けられます。

### ●改正の趣旨(基本的な考え方)

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
- ②受動喫煙による健康被害が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ③施設の類型、場所ごとに対策を実施



### ●施行日と主な内容

1月24日	▷喫煙する際の周囲の状況への配慮義務
7月1日	▷学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 →原則敷地内禁煙
令和2年 4月1日	▷旅客運送事業自動車・航空機 →禁煙 ▷その他、多数の人が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 →原則屋内禁煙※

※経過措置として、既存の経営規模の小さな飲食店は、喫煙可能な場所(喫煙可能室)である旨の掲示することにより、店内での喫煙が可能です。

こんにちは。地域おこし協力隊員 新井謙太郎の(観光協会)の新井です。昨年の着任から5月でちょうど一年が経ちますが、これまでに多くの方と知り合うことができました。また、様々なイベントに関わらせていただくことで周防大島に来てからのこの一年は自分にとって多くの学びがありました。

昨年は全国的に周防大島の名前が知られることが多く、中でも大島大橋の外国船衝突事故の話題は半年以上経つ現在も島内外の方との会話でよく出てきます。

そのためか、今年のゴールデンウィークは例年と比べても大幅に周防大島へ訪れる方が多く、観光協会が乗船券販売を行っている前島航路では、スナメリを見ることができるとして連日大賑わいでした。最近スナメリの出現率も高く「スナメリ見れたよ!」という嬉しいご感想を乗船された方からもいただいています。

また、屋代地区で毎年開催される「お

地域おこし協力隊員 新井謙太郎の  
**しましまタイムズ**  
SHIMASHIMA TIMES

8

周防大島町観光協会  
☎ 0820 (72) 2134



▲サイクリングイベント「シマクル」。潮風を受けながら、周防大島の景色を満喫。

大師堂めぐり歩け歩け大会」は、あいにくの雨天となりましたが、それでも400名を超える皆さまに参加していただき、今年30回目という歴史あるイベントに関われたことを嬉しく思います。

さらに、今年初となるサイクルイベント「シマクル」では、実行委員として携わりました。県内外から100名を超えるサイクリストの方の参加があり、風光明媚な周防大島の景観を楽しんでいただきました。今後も年次イベントとして全国のサイクリストが参加したいと思っています。

スポーツ・アウトドアイベントの企画運営が2年目となる本年度は、協力隊としての使命感をもってさらに進めていき、周防大島の魅力を広める役割の一端を担えるよう頑張っていきます。

【P7ちよび塩クイズ答え ②】

両親のどちらか一人の場合は30%。遺伝的要素だけでなく、食事や運動、喫煙等の生活習慣が大きく影響します。